

「皮膚テストの手引き」の利益相反事項の開示について

一般社団法人日本アレルギー学会は、「利益相反委員会」を設置し、内科系学会とともに策定した「医学系研究の利益相反（COI）に関する共通指針」に基づき、学会員のCOIの状況を公正に管理している。「皮膚テストの手引き」作成委員会では、皮膚テストに関係する企業・組織または団体との経済的関係に基づき、各作成委員のCOIの状況について過去3年間（2018年1月1日～2020年12月31日）の申告を得た。

<利益相反事項開示項目> 該当する場合具体的な企業名（団体名）を記載、該当しない場合は“該当なし”と記載した。

■COI自己申告項目

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額（1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上）
2. 株の保有と、その株式から得られる利益（最近1年間の本株式による利益）
（1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有する場合）
3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬（1つの特許使用料が年間100万円以上）
4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬（1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上）
5. パンフレット、座談会記事等に対する原稿料として、年間50万円以上受領している報告対象企業名
（1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上）
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上）
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金（1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上）
8. 企業などが提供する寄附講座（企業などからの寄附講座に所属している場合）
（実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上）
9. その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）（1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上）

■COI自己申告内容

一部の企業・団体名について次のように略す。企業名は2021年8月現在の名称とした。

AZ:アストラゼネカ、アステラス:アステラス製薬、アヅヴィ:アヅヴィ合同、エイツウ:エイツウヘルスケア、杏林:杏林製薬、協和:協和キリン、GSK:グラクソ・スミスクライン、大鵬:大鵬薬品工業、田辺:田辺三菱製薬、鳥居:鳥居薬品、イーライリリー:日本イーライリリー、ノバルティス:ノバルティスファーマ、久光:久光製薬、マイラン:マイラン製薬、Meiji:Meiji Seika ファルマ、ヤンセンファーマ:ヤンセン

※すべての申告事項に該当がない委員については、表末尾に記載した。

作成委員氏名	開示項目	企業・団体名
後藤 穰	4	ノバルティス、大鵬、久光、田辺、Meiji、鳥居
加藤則人	4	サノフィ、マルホ、イーライリリー、アヅヴィ、大鵬、ヤンセン、田辺、セルジーン、協和
加藤則人	6	イーライリリー、レオファーマ、エイツウ、サノフィ
加藤則人	7	大鵬、マルホ、サノフィ、協和、田辺、鳥居、サンファーマ、レオファーマ
永田 真	4	AZ、ノバルティス、GSK、サノフィ、杏林、鳥居
永田 真	7	アステラス、ノバルティス
川島佳代子	4	鳥居
佐藤さくら	4	マイラン
千貫祐子	4	大鵬、田辺、ノバルティス
中込一之	4	AZ、ノバルティス
福富友馬	4	ノバルティス
福富友馬	6	GSK
矢上晶子	4	大鵬、田辺、サノフィ
峠岡理沙	6	マルホ、田辺

※以下の委員については、特に申告事項なし

海老島優子、岡藤郁夫、吉原重美、関東裕美、鈴木加余子、伊藤明子、伊藤 崇、二村恭子

<組織としての利益相反>

日本アレルギー学会の事業活動及び「皮膚テストの手引き」策定に関連して資金提供が行われた企業名を記載する。
（対象期間:2020年1月1日～2020年12月31日）

1) 日本アレルギー学会の事業活動に関連して、資金（寄附金等）を提供した企業名

学会HPに掲載

2) 「皮膚テストの手引き」策定に関連して、資金を提供した企業名

該当なし